

## 令和2年度 流山小学校いじめ防止基本方針

流山小学校は、いじめ防止対策推進法第13条に基づいて、いじめ防止基本方針をここに定める。

### 1 いじめの定義といじめ防止対策の基本的な方針

#### 1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が、「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つ。

#### 2) いじめ防止対策等の基本的な方針

いじめは、人権侵害であり、生命又は心身に重大な危険を及ぼすものである。いじめは、どこにでもおこりうるものと強く認識し、決して許されるものではない。この方針に基づいて具体的な方策として、下記のことに取り組んでいく。

### 2 いじめ防止の取り組み

本校は、「地域とともにつくる日本一楽しい学校」を学校経営方針に掲げている。全校児童が、毎日、元気で楽しい学校生活を送れるよう「いじめゼロ」を目指して全校あげて組織的に取り組む。

1) 全教育活動をとおして、いじめ防止の取り組みを推進するため、いじめ防止対策を年間計画に位置づけていく。学校全体で暴力や暴言を排除することを確認し、また教職員の不適切な発言（差別的発言や児童を傷つける発言等）や体罰がいじめを助長することを認識し、指導にあたる。

2) いじめ防止につながる道徳教育、人権教育を重視し、全教育活動で推進する。

- ・教科及び教育課程全体を通して道徳教育を充実させる。  
（いのちを大切にするキャンペーンの実施等）
- ・体験活動を通して豊かな心を育てていく。
- ・生徒指導の機能を重視した「わかる授業」を行う。
- ・過度の競争意識、勝利至上主義等が児童のストレスを高め、いじめを誘発することを認識するなど教職員自身が人権意識をもって教育活動を行っていく。

3) 好ましい人間関係をつくる教育活動を推進する。

- ・あいさつ運動の実施  
人間関係の基本として児童会や生活委員会を中心に、朝のあいさつ運動を年間通して実施する。
- ・特別活動の時間を重視し、心の通い合う活動をすすめる。

### 3 いじめの早期発見、早期対応の在り方

1) いじめは、日常生活の何気ない中で起こる。教師は、児童の学校生活、保護者は、家庭生活の中で、児童の生活ぶりに注視し互いに密に連携して早期発見に努める。

## 2) いじめ調査の実施

定期調査 年間2回(1・2学期に1回ずつ)「生活アンケート調査」としていじめ調査を行う。全校で集約し、生徒指導部会で、いじめの実態について詳細に調査し、具体的な改善策をたて、組織的に早期対応をすすめる。

3) いじめの情報が得られた場合、速やかに校長まで報告をあげ、「いじめ対策委員会」を招集し、対応策を協議し、対応に当たる。その際に議事録を作成することとする。

4) 「いじめ対策委員会」の構成員は、校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭・学年主任・担任・スクールカウンセラーその他ケースにより必要な教職員とする。

## 5) いじめに対する措置

- ・いじめの情報をつかんだ場合、すみやかに事実の有無を確認する。確認の際には、加害者が被害者や通報者に物理的・精神的な圧力を掛けることを防止するよう努める。

- ・いじめの事実が確認された場合、いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への報告助言を継続的に行う。

- ・いじめを受けた児童・保護者と相談し、安心して教育が受けられる環境をつくる。場合によっては、一定期間、集団での学習形態ではなく、別室での個別学習の措置をとる。

- ・いじめの関係者間の争いを生じさせないよう、いじめに関する情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

- ・犯罪行為の恐れがある場合は、すみやかに教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

- ・いじめの加害者は、場合によっては、別室での個別学習の措置をとる。その際は事前に保護者と相談する。

- ・いじめの加害者・被害者という二者関係だけでなく、はやし立てたり面白がったりする児童や周辺での暗黙の了解を与えている児童に関しての指導にも努める。

## 6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、適切に対処できるよう、必要な啓発活動として、情報モラル教育及び教員の研修会を行っていく。

## 4 教育相談体制

1) 日常的に児童が相談しやすい環境を整え、学校内組織として学年・生徒指導部会とも連携してすすめる。

2) 定期には、生活アンケート調査の後、教育相談週間を設けて児童全員との教育相談を行う。

3) 令和2年度より学校配置となった千葉県スクールカウンセラーを保護者・児童に周知し、相談体制を強化するとともに、対応について助言を受ける。

4) 流山市いじめ防止相談対策室スクールロイヤーやスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の協力や助言をいただく。

5) 相談・通報機関連絡先

**【学校・保護者】**

◇流山市教育委員会指導課 いじめ防止相談対策室  
電話：04-7157-1683

**【児童】**

◇流山子ども専用いじめホットライン（午後1時～9時まで）  
電話：04-7150-8055

◇24時間子どもSOSダイヤル  
電話：0120-0-78310（なやみ言おう）

**【学校・保護者・児童】**

◇千葉県子どもと親のサポートセンター  
（相談専用フリーダイヤル・24時間対応）  
電話：0120-415-446

5 生徒指導体制について

- 1) 生徒指導部会を中心として、いじめ防止策の推進にあたる。
- 2) いじめの早期発見、防止に関すること、いじめ事案解決に関すること、いじめ問題に関しての児童の理解を深めていくこと等について活動を行う。

6 重大事案への対処について

生命・心身又は個人の財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに次の対処を行う。

- 1) 重大事態の発生を流山市教育委員会に速やかに報告する。
- 2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を行う。
- 4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して、事実関係等について報告する。

7 いじめ防止にかかわる校内研修の推進について

年間の研修計画にいじめに関する研修を位置づけ、計画、組織的に研修を行う。必要に応じて外部講師を招聘する。

8 保護者、地域、関係機関との連携について

いじめ防止は、学校と保護者、地域、関係機関の連携が不可欠ととらえ、常日頃から情報を共有しながらいじめ防止対策をすすめていく。

9 その他

全校児童に知らせることにより、児童からの意見も聞きながら実効性のあるものにしていく。

学校便り、ホームページ等により、全家庭、地域に周知し、理解と協力を得ていく。なお、この方針は、今後、いじめ防止対策会議等で点検及び改善見直しを図っていくことを付記する。